「もいわ山の日」イベント企画運営業務 委託業務仕様書

1 業務名

「もいわ山の日」イベント企画運営業務

2 業務の目的

札幌もいわ山ロープウェイでは、藻岩山の標高 531mにちなみ、5月 31 日を「もいわ山の日」として、札幌市民はもとより道内外・海外からの観光客にも楽しんでもらえるイベントを実施することで、藻岩山の持つ雄大な眺望や、大自然に触れる機会の提供の他、札幌市内小学生の学習の場としても活用してもらい、藻岩山への愛着や、ロープウェイ施設への利用機会創出・更なる認知度向上を図ってきた。

本業務では、新たな視点で藻岩山の良さや魅力を認識して貰えるようなイベントの企画運営を行うことを目的とし、将来を担う子供たちに向けては、郷土に対する愛情や誇りを育む機会の提供、また観光客に向けてはそれぞれの母国や地元において、藻岩山や札幌の魅力を拡散してもらうことで、ファンやリピーター等の増加に繋げるものである。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年6月30日まで

4 イベント概要

委託者が令和7年5月31日(土)6月1日(日)の2日間開催予定の「もいわ山の日」イベントを実施するにあたり、イベントの企画・調整及び会場設営(撤収)、 広報、スポンサー募集、当日の運営全般等を行うものとする。

※2年目・3年目のイベント実施時のイベント内容については、受託者決定後別途 打合せ。

(1) 開催日時

令和7年5月31日(土)及び6月1日(日)の2日間 いずれも10時30分から17時00分まで

- ※前後の準備・撤収時間を除く。
- ※2年目・3年目のイベント実施時の日程については、受託者決定後別途打合せ。

(2) 開催場所

札幌もいわ山ロープウェイ(山麓駅・中腹駅・山頂駅)

※メイン会場は中腹駅と山頂駅。山麓駅はロープウェイ乗り場がメインであり、 過去イベント時には、イベント告知看板掲示、スタンプラリー設置場所、来場 者への記念品プレゼント場所といった用途で使用。

(3) 主催

藻岩山観光運営委員会・株式会社札幌振興公社

※(参考)藻岩山観光運営委員会とは、藻岩山施設の運営・営業に伴う企画や利用促進案、イベント等のソフト事業、広告宣伝等について、藻岩山に関わる様々な分野の事業者から意見を集約し、より多くの札幌市民や観光客の誘致を目的として平成23年5月に設置されたものである。

現在は札幌市、株式会社札幌振興公社(以上、主構成員)、株式会社りんゆう 観光、NPO法人藻岩山きのこ観察会(以上、副構成員)の4団体で構成され ている。

(4) 対象

札幌市民・道内外、海外からの観光客等

(5) 参加料

無料(ただし、ロープウェイ等の乗車料金、または観光自動車道の通行料金は別 途必要)

なお、札幌市内の小学生にはロープウェイ等乗車無料クーポンのついたチラシを 配布する。

5 業務委託内容

受託者は上記「2 業務の目的」「4 イベント概要」を踏まえ、次に掲げる業務 委託内容のほか、「もいわ山の日」を市民に広く認知してもらうため、当日の集客を 促進するためのサブタイトルやキャッチコピーの提案及び開催・実施に必要な業務 を全て含むこととする。

- (1)集客向上のためのコンテンツ(提案事業)の実施業務各コンテンツの企画にあたっては、次の内容を踏まえ提案すること。
 - ① 「もいわ山の日」を記念するイベントとして広く市民に認知される企画を立 案すること。
 - ② イベントは土日の日中帯の開催であることを踏まえて、集客が期待できる企画を立案すること。
 - ③ 子どもとその家族を主なターゲットとし、幅広い年齢層及び、多種多様な来場者区分(市民・国内・海外等)にも興味・関心を持ってもらえる要素を取り入れ立案すること。
 - ④ 雨天(小雨)にも実現可能なコンテンツを企画すること。
 - ⑤ 各コンテンツの形態や場所、大きさ等について示すこと。
 - ⑥ 各コンテンツの実施に必要な人員の確保及び配置等は受託者において行うこと。
 - ⑦ コンテンツの企画にあたっては、各施設の図面を参照すること。図面に関し

ては来場者の導線に干渉しない、イベント実施可能な場所を色付けしている ので参照すること。

- ⑧ SNSなどを活用しイベント周知を行うこと。
- ⑨ 少なくとも各年度実施において2つ以上の新規コンテンツを企画提案すること。

なお、下記のコンテンツは主催の藻岩山観光運営委員会の構成員が企画し、 毎年実施しているイベントであるため、受託者決定後構成団体と別途打合せ を行うこと。

- (1) 藻岩山きのこ観察会主催の企画(例年藻岩山の自然に関する企画である)。
- (2)りんゆう観光主催の「藻岩山クリーン活動」。
- (3)札幌振興公社主催の「第2回もいわ山の日フォトコンテスト」 (イベント時間内に限定した日中帯写真)

ただし、上記(1)(2)(3)のコンテンツに関しては提案の費用には含めないこと。

(2) 協賛企業の獲得

事業趣旨を逸脱せず、事業内容の充実を図ることを目的に、企業協賛等を獲得すること。

なお、協賛獲得業務については受託者決定後、藻岩山観光運営委員会の主構成員 である株式会社札幌振興公社と別途覚書にて条件を定めるものとする。

(3) キッチンカーの手配

中腹駅駐車場(最大4台分)及び山頂駅屋外(最大2台分)に飲食スペースを設置するため、キッチンカーを手配すること。来場者が滞在中に気軽に昼食等をとれるよう、キッチンカーの飲食提供コンテンツを企画し実施すること。

また、受託者は本イベント終了後、各キッチンカーの売上額等のデータも一覧表にまとめた上で委託者に報告すること。

(4) 広告宣伝物の制作

クーポン付きチラシ 90,000 枚 (A4版カラー、両面。印刷費含む)

※札幌市内の小学生にはロープウェイ等乗車無料クーポンのついたチラシを配布 する。クーポンには使用済押印枠を設けること。

また、クーポンが付いていないパターンのチラシについてもデータ納品をすること。

- ※札幌市観光MICE推進部へ納品し、同部より各市内小学校へ配布を行う。 各市内小学校の児童数毎の配布数量に仕分け、梱包・宛名シールを貼付した上 で納品をすること。
 - ※チラシデータをSNSに活用する等、イベント周知に努めること。

(5) 進行管理業務・会場造作業務等

- ア 総合企画運営・進行
- ① 設置、撤去を含むイベント期間中に責任者を配置し、イベント実施の 統括・管理運営を担わせること。
- ② 委託者及び会場担当者と十分に打ち合わせの上、企画案や委託業務スケジュールなどを明記した実行計画書を作成すること。また、当日のタイムスケジュール及び各スタッフの役割分担表を作成すること。
- ③ イベント期間中、イベント運営を補助するスタッフを手配すること。
- イ 会場の造作・設営・撤去等
- ① 委託者と十分に協議を行い、会場レイアウト図を作成すること。
- ② 事業の目的、イベント名称、サブタイトル・キャッチコピーに基づき、会場内の装飾を企画し実施すること。

なお、委託者が貸出できる備品類は次のとおりである。

- ・テント3張
- ・折り畳みテーブル25台(キッチンカー利用分も含む)
- ・椅子 68 脚 (キッチンカー利用分も含む)

※その他設営に必要な物品は、受託者にて準備をすること。

- ③ 会場装飾に伴う設置物(会場サイン・POP等)を設営日(令和7年5月30日(金))に会場に搬送し、組立・設置すること。
- ④ 最終日(令和7年6月1日(日))のイベント終了後に撤去作業を行うと ともに、撤去後は簡易清掃を行うこと。
- ⑤ 通常営業時間内に設置・撤収作業を行う際は、来場者等に十分注意を払い 作業すること。

(6) その他

イベントを運営することに伴い、来場者の安全確保に努めるため、当施設にて契 約している警備会社を配置することとし、受託者はイベントに関する警備配置や 運用方法を必ず事前に警備会社と打合せを行うこと。

なお、本業務の発注は当社にて行うため、提案の費用には含めないこと。

6 実施報告書

受託者は上記業務終了後、業務概要をまとめた実施報告書(A4版)を保存したデーター式をDVD または電子メールにて提出すること。実施報告書は、実施したプログラムごとに5枚以上の写真を添付し、事業の概要がわかるよう仕様書に沿ってわかりやすくまとめること。また、実施報告書には、各プログラムの参加者数、効果分析や改善点、課題等を含めることとし、今後の事業設計に対する提言を記載すること。

提出期限:令和7年6月30日(月)

- ※2年目・3年目実施時に関しての提出期限は基本的に6月末日までの提出期限と する。
- ※実施報告書提出後、委託者にて検査し、結果不合格だった場合、内容の補正に応 じ遅滞なく再提出すること。修正後は、委託者にて再検査を行う。検査の結果、 内容に問題がないと委託者が認めた時点で業務完了とする。

7 委託料の支払い

委託料の支払いについては、請求月の翌月末日に一括して支払うこととする。

8 その他特記事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びに データの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。 また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に 十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ 等の廃棄の指示を受けたときは、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書 面をもって委託者に報告すること。

(3) 個人情報の留意事項

個人情報を扱う際は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を 侵害することのないように努めること。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(5) 再委託の禁止

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。 ただし、あらかじめ当社の承認を受けた場合は業務の一部を委託することができ る。その際は、再委託書の提出を行うこととし、委託者の承認を得るものとす る。

(6) 著作権等

受託者は、委託者に対し当該事業に基づく成果物(以下「本著作権」という。) に関する著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定 する権利を含む。)を譲渡するものとする。受託者は、本著作物に関する著作者 人格権を委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。 受託者は委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

9 添付資料

- (1)過去3年間のイベントチラシ(参考)
- (2)過去3年間の来場者実績
- (3) 施設図面

10 委託者担当部署

〒064-0942 札幌市中央区伏見5丁目3番7号

株式会社札幌振興公社 藻岩山事業部事業課 担当:谷口・遠藤

Tel: 011-561-8177 E-mail: mt-moiwal@sapporo-dc.co.jp